

指定介護老人保健施設  
(施設入所・短期入所療養介護・通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション・  
介護予防短期入所療養介護・介護予防通所リハビリテーション・介護予防訪問リハビリ  
テーション)

## 重要事項説明書 (令和7年4月1日現在)

社会医療法人松藤会 介護老人保健施設ゆめさき

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 ゆめさき
- ・開設年月日 平成9年9月1日
- ・所在地 姫路市広畑区西夢前台6丁目56-1  
(〒671-1103)
- ・電話番号 (079) 237-8735
- ・ファックス番号 (079) 237-8755
- ・管理者名 入江 隆三郎
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2854080062号)  
短期入所療養介護  
通所リハビリテーション  
訪問リハビリテーション  
介護予防短期入所療養介護  
介護予防通所リハビリテーション  
介護予防訪問リハビリテーション
- ・事務所営業時間 午前9時00分～午後5時00分  
(日曜日、12月31日、年始1日～3日は休みとさせていただきます)

#### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整など退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ゆめさきの運営方針]

「施設は、利用者の在宅に向けての復帰はもとより、連帯保証人及び家族の介護を軽減する為に、その資源を有効に活用して地域に貢献致します。介護放棄を廃し、被介護者本人を中心とした、連帯保証人及び家族との対話を通して、新しいニーズを引出し、施設のあり方に工夫を凝らし、その必要性を更に堅固なものにし、一人でも多くの方に利用いただいて、地域施設の見本となる施設運営を実現する方針です。」

- (3) 入所定員等                      ・定員 100 名  
 ・療養室      個室      8 室  
                   2人室      2 室  
                   4人室      22 室

(4) 施設の職員体制

(入所・短期入所療養介護及び通所リハビリテーションの職員の勤務体制)

職 種	入所及び短期入所療養介護	通所リハビリテーション (1単位45名)
	常勤換算	常勤換算
1. 医 師	1人以上	兼務
2. 薬剤師	0.34人以上	—
3. 看護職員	10人以上	4人以上
4. 介護職員	24人以上	
5. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	1人以上	
6. 支援相談員	1人以上	—
7. 管理栄養士	1人以上	—
8. 介護支援専門員	1人以上	—
9. 事務職員	2人以上	—

※通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は常勤換算方法で1人以上の配置を行う。

※上記人員以上の配置を行うことと致します。

## 2. サービス内容

### (入所・短期入所療養介護)

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
- ④ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑧ 行事（季節に応じたもの）
- ⑨ 栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 理美容サービス
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ 相談援助サービス
- ⑬ 在宅復帰に向けた取り組み
- ⑭ その他

\* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、詳細は支援相談員にご相談ください。

### (通所リハビリテーション)

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとり頂きます。）
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護全般（介護に関する相談、懇談会も行います。）
- ⑥ 機能訓練（日常生活動作等の訓練）
- ⑦ レクリエーション
- ⑧ 行事（季節に応じたもの）
- ⑨ 栄養管理、栄養改善等の栄養状態の管理
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ 相談援助サービス
- ⑫ その他

\* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、詳細は支援相談員にご相談ください。

## (訪問リハビリテーション)

- ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、ご利用者様の自宅を訪問し、医師の指示に基づいて、ご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、身体面では、関節拘縮の予防・筋力や体力の改善、精神面では、知的能力の維持・改善などを目的にサービス提供します。
- ②交通事情などにより、稀にサービス時間が前後することがあります。  
\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、詳細は担当者までご相談ください。

## 3. 利用料金

基本料金は、厚生労働省の定める利用者自己負担費用の算出方法によって算出致します。これらの費用を1日単位に換算しますと下記のように見積もれます。これらはいくまでも1日あたりに換算したもので、月次の請求時に算出される金額が、これらの日数に乗じたものと異なる差額が発生致します。これに、居住費（滞在費）食費、その他の料金を含めた金額を積算しますと次の請求額となります。( )内は2割、【 】内は3割負担の方になります。

## (1) - i) 基本料金 (入所)

- ① 施設利用料 (介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です)

## 【 基本型 】

## (個室)

・要介護1	7 2 7 円(1 4 5 4 円) 【 2 1 8 1 円】
・要介護2	7 7 4 円(1 5 4 8 円) 【 2 3 2 1 円】
・要介護3	8 4 0 円(1 6 7 9 円) 【 2 5 1 9 円】
・要介護4	8 9 6 円(1 7 9 1 円) 【 2 6 8 6 円】
・要介護5	9 4 5 円(1 8 9 0 円) 【 2 8 3 5 円】

## (多床室)

・要介護1	8 0 5 円(1 6 0 9 円) 【 2 4 1 3 円】
・要介護2	8 5 5 円(1 7 1 0 円) 【 2 5 6 5 円】
・要介護3	9 2 1 円(1 8 4 2 円) 【 2 7 6 3 円】
・要介護4	9 7 5 円(1 9 4 9 円) 【 2 9 2 4 円】
・要介護5	1 0 2 7 円(2 0 5 3 円) 【 3 0 7 9 円】

## 【 在宅強化型 】

## (個室)

・要介護1	7 9 9 円(1 5 9 8 円) 【 2 3 9 7 円】
・要介護2	8 7 5 円(1 7 5 0 円) 【 2 6 2 5 円】
・要介護3	9 4 1 円(1 8 8 2 円) 【 2 8 2 3 円】
・要介護4	9 9 9 円(1 9 9 8 円) 【 2 9 9 7 円】
・要介護5	1 0 5 5 円(2 1 0 9 円) 【 3 1 6 4 円】

## (多床室)

・要介護1	884円(1767円)【2650円】
・要介護2	961円(1921円)【2881円】
・要介護3	1029円(2057円)【3085円】
・要介護4	1087円(2174円)【3261円】
・要介護5	1141円(2282円)【3423円】

## ② 加算料金 (各位の任意希望によるサービスを受けた場合の料金です。)

・夜勤職員配置加算	25円(49円)【73円】
・短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	262円(524円)【785円】
・短期集中リハビリテーション実施加算 (II)	203円(406円)【609円】
・認知症短期集中リハビリテーション加算 (I)	244円(487円)【730円】
・認知症短期集中リハビリテーション加算 (II)	122円(244円)【365円】

◎上記4種の加算はいずれも入所後3月を限度とします

・認知症ケア加算	77円(154円)【231円】
・若年性認知症利用者受入加算	122円(244円)【365円】
・在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)	52円(104円)【156円】
・在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (II)	52円(104円)【156円】
・外泊時費用	367円(734円)【1101円】
・外泊時費用 (在宅サービスを利用する場合)	812円(1623円)【2434円】
・ターミナルケア加算 (死亡日)	1927円(3854円)【5780円】
・ターミナルケア加算 (2~3日)	923円(1846円)【2769円】
・ターミナルケア加算 (4~30日)	163円(325円)【487円】
・ターミナルケア加算 (31~45日)	73円(146円)【219円】

◎上記4種の加算は看取り期間に伴いいずれかを算定させていただきます

・初期加算 (I)	61円(122円)【183円】
・初期加算 (II)	31円(61円)【92円】
・退所時栄養情報連携加算	71円(142円)【213円】
・再入所時栄養連携加算 (1人につき1回限度) 療養食含む	203円(406円)【609円】
・入所前後訪問指導加算 (I)	457円(913円)【1369円】
・入所前後訪問指導加算 (II)	487円(974円)【1461円】
・試行的退所時指導加算	406円(812円)【1217円】
・退所時情報提供加算 (I)	507円(1014円)【1521円】
・退所時情報提供加算 (II)	254円(507円)【761円】

・入退所前連携加算（Ⅰ）	609円（1217円）【1826円】
・入退所前連携加算（Ⅱ）	406円（812円）【1217円】
・訪問看護指示加算	305円（609円）【913円】
・協力医療機関連携加算（Ⅰ）（R6年度まで）/月	102円（203円）【305円】
・協力医療機関連携加算（Ⅰ）（R7年度から）/月	51円（102円）【153円】
・協力医療機関連携加算（Ⅱ）（R7年度から）/月	5円（10円）【15円】
・栄養マネジメント強化加算（1日）	12円（23円）【34円】
・経口移行加算/180日以内	29円（57円）【85円】
・経口維持加算（Ⅰ）月額	406円（812円）【1217円】
・経口維持加算（Ⅱ）月額	102円（203円）【305円】
・口腔衛生管理加算（Ⅰ）月額	92円（183円）【274円】
・口腔衛生管理加算（Ⅱ）月額	112円（223円）【335円】
・療養食加算（1食）	6円（12円）【18円】
・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	142円（284円）【426円】
・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	71円（142円）【213円】
・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	244円（487円）【730円】
・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	102円（203円）【305円】
・緊急時治療管理加算	526円（1051円）【1576円】
・特定治療	
・所定疾患施設療養費（Ⅰ）	243円（485円）【727円】
・所定疾患施設療養費（Ⅱ）	487円（974円）【1461円】
◎（Ⅰ）7日を限度、（Ⅱ）は10日が限度	
・認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3円（6円）【9円】
・認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4円（8円）【12円】
・認知証チームケア推進加算（Ⅰ）	153円（305円）【457円】
・認知証チームケア推進加算（Ⅱ）	122円（244円）【365円】
・認知症行動・心理症状緊急対応加算	203円（406円）【609円】
・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）月額	54円（108円）【162円】
・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）月額	34円（67円）【101円】
・褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）月額	3円（6円）【9円】
・褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）月額	14円（27円）【40円】
・排せつ支援加算（Ⅰ）月額	11円（21円）【31円】
・排せつ支援加算（Ⅱ）月額	16円（31円）【46円】

・排せつ支援加算(Ⅲ)月額	21円(41円)【61円】
・自立支援推進加算 月額	305円(609円)【913円】
・科学的介護推進体制加算(Ⅰ)月額	41円(81円)【122円】
・科学的介護推進体制加算(Ⅱ)月額	61円(122円)【183円】
・安全対策体制加算(1回)	21円(41円)【61円】
・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)月額	11円(21円)【31円】
・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)月額	5円(10円)【15円】
・新興感染症等施設療養費加算	244円(487円)【730円】
・生産性向上推進体制加算(Ⅰ)月額	102円(203円)【305円】
・生産性向上推進体制加算(Ⅱ)月額	11円(21円)【31円】
・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	23円(45円)【67円】
・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	19円(37円)【55円】
・サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円(12円)【18円】
・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	

※所定単位数にサービス別加算率 7.5%乗じた単位数で算定させていただきます。

Ⅱ. 住費 (1日当たり)

- ① 多床室 560円
- ② 個室 1810円

Ⅲ. 食費 (1日当たり)

1970円

Ⅳ. その他の料金 (利用料金表参照)

- ① 理美容代
- ② テレビリース代
- ③ 食事用エプロン、ディスプレイ
- ④ 文書料(診断書等) (計測が必要な診断書等) (死亡診断書)
- ⑤ エンゼルセット

ii) 基本料金 (短期入所療養介護)

- ① 施設利用料 (介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び要支援などの区分によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。)

【 基本型 】

(個室)

・要介護1	764円(1527円)【2291円】
・要介護2	813円(1625円)【2437円】
・要介護3	876円(1752円)【2628円】
・要介護4	931円(1862円)【2793円】
・要介護5	985円(1969円)【2954円】

## (多床室)

・要介護1	842円(1684円)【2525円】
・要介護2	893円(1785円)【2677円】
・要介護3	958円(1915円)【2872円】
・要介護4	1011円(2022円)【3033円】
・要介護5	1067円(2134円)【3201円】

## 【 在宅強化型 】

## (個室)

・要介護1	831円(1661円)【2492円】
・要介護2	906円(1811円)【2717円】
・要介護3	972円(1943円)【2915円】
・要介護4	1032円(2063円)【3094円】
・要介護5	1089円(2178円)【3267円】

## (多床室)

・要介護1	915円(1830円)【2744円】
・要介護2	993円(1986円)【2979円】
・要介護3	1059円(2118円)【3176円】
・要介護4	1118円(2235円)【3353円】
・要介護5	1178円(2355円)【3532円】

## 【 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費 】

(一) 3時間以上4時間未満	674円(1347円)【2020円】
(二) 4時間以上6時間未満	940円(1880円)【2820円】
(三) 6時間以上8時間未満	1315円(2629円)【3943円】

\*短期入所療養介護サービスをご利用の際には外泊の取り扱いはできません。

## ② 加算料金

・夜勤職員配置加算	25円(49円)【73円】
・個別リハビリテーション実施加算	244円(487円)【730円】
・認知症ケア加算	77円(154円)【231円】
・認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を上限)※	203円(406円)【609円】
・緊急短期入所受入対応加算(7日(やむを得ない場合は14日)を上限)	92円(183円)【274円】
・若年性認知症利用者受入加算(※と併用不可)	122円(244円)【365円】
・重度療養管理加算	122円(244円)【365円】
・重度療養管理加算(特定介護老人保健施設短期入所療養介護の場合)	61円(122円)【183円】
・在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)	52円(104円)【156円】

- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) 52円(104円)【156円】
  - ・送迎加算(片道) 187円(373円)【560円】
  - ・総合医学管理加算(利用中10日を限度)  
279円(558円)【837円】
  - ・口腔連携強化加算(月1回 50単位) 51円(102円)【153円】
  - ・療養食加算(1回) 9円(17円)【25円】
  - ・認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3円(6円)【9円】
  - ・認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4円(8円)【12円】
  - ・緊急時治療管理 526円(1051円)【1576円】
  - ・特定治療
  - ◎上記2種加算は支給限度額管理の対象外の算定項目
  - ・生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 102円(203円)【305円】
  - ・生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 11円(21円)【31円】
  - ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 23円(45円)【67円】
  - ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 19円(37円)【55円】
  - ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6円(12円)【18円】
  - ・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)
- ※所定単位数にサービス別加算率7.5%乗じた単位数で算定させていただきます。

## Ⅱ. 滞在費(1日当たり)

- ① 多床室 560円
- ② 個室 1810円

## Ⅲ. 食費(1日当たり)

1970円

## Ⅳ. その他の料金(利用料金参照)

- ① 理美容代
- ② テレビリース代
- ③ 食事用エプロン、ディスポ

### iii) 基本料金(通所リハビリテーション)

- ① 設利用料(利用時間; 午前9時45分~午後4時00分)

(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び要支援などの区分によって利用料が異なります。以下は自己負担分を1日換算した場合の金額です。)

#### 【 通常規模 】

- ・要介護1 728円(1455円)【2182円】
- ・要介護2 865円(1729円)【2594円】
- ・要介護3 998円(1996円)【2993円】
- ・要介護4 1157円(2313円)【3469円】

・要介護5	1312円(2624円)【3936円】
【 大規模Ⅰ 】	
・要介護1	687円(1373円)【2060円】
・要介護2	816円(1632円)【2447円】
・要介護3	942円(1884円)【2826円】
・要介護4	1096円(2191円)【3286円】
・要介護5	1245円(2490円)【3735円】
② 入浴介助加算(Ⅰ)	41円 (82円)【122円】
入浴介助加算(Ⅱ)	61円 (122円)【183円】
③ リハビリテーションマネジメント加算イ	
同意日の属する月から6月以内(1月)	570円(1139円)【1709円】
同意日の属する月から6月超(1月)	244円(488円)【732円】
リハビリテーションマネジメント加算ロ	
同意日の属する月から6月以内(1月)	603円(1206円)【1809円】
同意日の属する月から6月超(1月)	278円(556円)【833円】
リハビリテーションマネジメント加算ハ	
同意日の属する月から6月以内(1月)	807円(1613円)【2420円】
同意日の属する月から6月超(1月)	481円(962円)【1443円】
④ 短期集中個別リハビリテーション実施加算	112円 (224円)【336円】
⑤ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)/日	244円 (488円)【732円】
認知症短期集中リハビリテーション実施加算ロ(1月)(Ⅱ)/月	1953円 (3906円)【5858円】
⑥ 生活行為向上リハビリテーション実施加算(1月当たり)	
属する月から6月以内	1272円(2543円)【3814円】
⑦ 若年性認知症利用者受入加算	61円(122円)【183円】
⑧ 栄養アセスメント加算(1月)	51円(102円)【153円】
⑨ 栄養改善加算(月2回)	204円(407円)【611円】
⑩ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	21円(41円)【61円】
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5円(10円)【15円】
⑪ 口腔機能向上加算Ⅰ(3月以内1月2回)	153円(305円)【458円】
口腔機能向上加算Ⅱイ(3月以内1月2回)	158円(316円)【473円】
口腔機能向上加算Ⅱロ(3月以内1月2回)	163円(326円)【489円】
⑫ 重度療養管理加算	102円(204円)【306円】
⑬ 中重度者ケア体制加算	21円(41円)【61円】
⑭ 科学的介護推進体制加算	41円(82円)【122円】
⑮ 事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	

	-48円(-96円)【-144円】
⑯ 移行支援加算	13円(25円)【37円】
⑰ リハビリテーション提供体制加算4	25円(49円)【74円】
⑱ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	23円(45円)【67円】
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	19円(37円)【55円】
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7円(13円)【19円】
⑲ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	86/1000

介護職員等処遇改善加算は基本サービス費に各種加算減算を加えた所定単位数にサービス別加算率8.6%を乗じた単位数で算定させていただきます。

## Ⅱ. 食費

朝 400円 昼750円 夕850円

(朝・夕は延長利用時)

### iv) 基本料金 (訪問リハビリテーション)

① 訪問リハビリテーション費(1回につき)	308円(616円)【924円】
② リハビリテーションマネジメント加算イ	180円(316円)【540円】
③ リハビリテーションマネジメント加算ロ	213円(426円)【639円】
④ 移行支援加算	17円(34円)【51円】
⑤ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6円(12円)【18円】
⑥ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3円(6円)【9円】

### v) 基本料金 (介護予防短期入所療養介護)

- ① 施設利用料 (介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び要支援などの区分によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。)

#### 【 基本型 】

(個室)

・要支援1	588円(1175円)【1762円】
・要支援2	737円(1473円)【2209円】

(多床室)

・要支援1	622円(1243円)【1865円】
・要支援2	785円(1570円)【2355円】

#### 【 在宅強化型 】

(個室)

・要支援1	641円(1282円)【1923円】
・要支援2	789円(1578円)【2367円】

(多床室)

- ・要支援1 682円(1363円)【2045円】
- ・要支援2 846円(1692円)【2537円】

\*短期入所療養介護サービスをご利用の際には、外泊の取り扱いはできません。

## ② 加算料金

- ・夜勤職員配置加算 25円(49円)【73円】
  - ・個別リハビリテーション実施加算 244円(487円)【730円】
  - ・認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を上限)  
203円(406円)【609円】
  - ・若年性認知症利用者受入加算 122円(244円)【365円】
  - ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ) 52円(104円)【156円】
  - ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) 52円(104円)【156円】
  - ・送迎(片道) 187円(373円)【560円】
  - ・総合医学管理加算(利用中10日を限度) 279円(558円)【837円】
  - ・口腔連携強化加算 51円(102円)【153円】
  - ・療養食加算(1回) 9円(17円)【25円】
  - ・認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3円(6円)【9円】
  - ・認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4円(8円)【12円】
  - ・緊急時治療管理加算 526円(1051円)【1576円】
  - ・特定治療
  - ・生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 102円(203円)【305円】
  - ・生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 11円(21円)【31円】
  - ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 23円(45円)【67円】
  - ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 19円(37円)【55円】
  - ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6円(12円)【18円】
  - ・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)
- ※所定単位数にサービス別加算率7.5%乗じた単位数で算定させていただきます。

## Ⅱ. 滞在費(1日当たり)

- ① 多床室 560円
- ② 個室 1810円

## Ⅲ. 食費(1日当たり)

1970円

## Ⅳ. その他の料金(利用料金参照)

- ① 理美容代
- ② テレビリース代
- ③ 食事用エプロン、ディスプレイ

## vi) 基本料金 (介護予防通所リハビリテーション)

## ①施設利用料 (利用時間; 午前9時45分～午後4時00分)

(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度の区分によって利用料が異なります。以下は1月あたりの自己負担分です。)

・要支援1	2307円(4613円)【6920円】
・要支援2	4300円(8600円)【12900円】
②予防通所リハビリテーション12月超による利用	
・要支援1	-122円(-244円)【-366円】
・要支援2	-244円(-488円)【-732円】
③生活行為向上リハビリテーション実施加算 (1月当たり)	
開始日から6ヶ月以内	572円(1143円)【1715円】
④若年性認知症利用者受入加算	244円(488円)【732円】
⑤運動器機能向上加算	229円(458円)【687円】
⑥栄養アセスメント加算	51円(102円)【153円】
⑦栄養改善加算	204円(407円)【611円】
⑧口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	21円(41円)【61円】
口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	5円(10円)【15円】
⑨口腔機能向上加算 (I)	153円(305円)【458円】
口腔機能向上加算 (II)	163円(326円)【489円】
⑩選択的サービス複数実施加算 (I)	489円(977円)【1465円】
⑪科学的介護推進体制加算	41円(82円)【122円】
⑫その他各種加算 (1月)	
(要支援1) サービス提供体制強化加算 (I)	90円(179円)【269円】
(要支援2) サービス提供体制強化加算 (I)	179円(358円)【537円】
(要支援1) サービス提供体制強化加算 (II)	74円(147円)【220円】
(要支援2) サービス提供体制強化加算 (II)	147円(293円)【440円】
(要支援1) サービス提供体制強化加算 (III)	25円(49円)【74円】
(要支援2) サービス提供体制強化加算 (III)	49円(98円)【147円】
⑬介護職員等処遇改善加算 (I)	/1000

介護職員等処遇改善加算は、施設利用料に各種加算減算を加えた所定単位数にサービス別加算率8.6%を乗じた単位数で算定させていただきます。

## II. 食費(日額)

朝 400円 昼750円 夕850円

(朝・夕は延長利用時)

## vii) 基本料金（予防訪問リハビリテーション）

- ① 介護予防訪問リハビリテーション費（1回につき）  
298円（596円）【894円】
- ② 予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合（減算）  
50円（100円）【150円】
- ③ 介護予防訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から12月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行う場合（減算）  
1回30円（60円）【90円】
- ④ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 6円（12円）【18円】  
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 3円（6円）【9円】

## (2) 支払い方法

- ・利用契約書第5条に依ります。

## 4 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

## ・協力医療機関

名 称	社会医療法人 松藤会	入江病院
住 所	姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地	

## ・協力歯科医療機関

名 称	医療法人社団 けんこう会	つだ歯科
住 所	姫路市飾磨区英賀清水町1丁目25番地	
名 称	医療法人社団	おかだ歯科
住 所	姫路市神子岡前3丁目12-17ゆめタウン姫路6F	

## 5 苦情の受付について

## (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 支援相談員
- 受付時間 午前9時から午後17時
- 電話番号 079-237-8735

## (2) その他の苦情受付機関

- 姫路市介護保険課  
所在地 姫路市安田4丁目1番地  
電話番号 079-221-2923  
受付時間 午前8時35分～午後17時20分
- 兵庫県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情相談係  
所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号  
センタープラザ内16階  
電話番号 078-332-5617  
受付時間 午前8時45分～午後17時15分

## 6 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会

面会時間は、午前7時30分～午後8時迄とします。

- ・外出泊

当施設は在宅復帰を促進し、利用者様の心身機能の安定、生活の質の向上を目指す為、定期的に外出泊の依頼を行う事が有ります。

尚、ご家族様からの外出泊の申し出については、事前の医師の許可を要します為、予め分かるものにつきましては、事前にご予定をお申し出下さい。事前のお申出のない外出泊については利用者の心身の状態などを配慮して当該外出泊を留保願う場合がございますので、予めご了承下さい。

- ・飲酒

施設での飲酒行為はこれを禁止致します。心身の疾病上、飲酒行為の不可能な方の利用も考えられる事から、当該利用者を避けてのこれら行為は不可能と考える為です。行事などで、可能な範囲で飲酒行為を促す場合もございますが、これは当該状況を深く配慮して実施されるものであって、積極的に勧めるものではありません。

- ・喫煙

敷地内での喫煙行為は、禁止致します。これに反した場合は、いかなる場合においても、強制退所も止むを得ないと判断致します。

- ・火気の取り扱い

施設での火気の手扱いは、特に必要と認められるものを除いて、これを厳禁します。これに反した場合は、いかなる場合においても、強制退所も止むを得ないと判断致します。

- ・設備・備品の利用

施設設備及び備品の利用は、施設管理者の許可の下、職員あるいは管理をするに足ると判断された者の管理の下で利用することができます。尚、当該利用者の心身の状態により、個別に必要と判断されるものについては、個別に購入したものを利用いただきます。

- ・所持品・備品等の持ち込み

所持品及び備品の持ち込みは、施設生活に必要なと考えられるものの他、私生活において、必要と判断できるものについて管理者の判断のもとに持ち込みを許可します。予め許可をしたものについても、状況を鑑みそれを不許可備品として扱う場合もございますのでご了承下さい。備品の持ち込みについて掛かる費用については、全額実費での負担となります。特に必要でない場合は、金銭及び貴重品の持ち込みはできません。また、所持品には名前をご記入お願い致します。施設への管理を依頼いただいた以外の所持品におきましては、施設では一切責任を負いかねます。

- ・金銭・貴重品の管理

金銭及び貴重品の管理は、原則としてこれは承りません。独居など扶養者不在の利用者や特に必要と判断される場合は、事務所保管庫で管理致しま

す。

- ・外出泊時等の施設外での受診

外出泊時等の施設外での受診の際には、施設の発行する受診紹介状が必要となります。紹介状なき受診は、全額利用者負担となりますので予めご了承下さい。また、当該受診先で処方される薬等については、処方を当該受診先で発行していただき、薬については施設でお出しすることになります。くれぐれもご注意下さい。

- ・ペットの持ち込み

施設内へのペットの持ち込みについてはこれを厳禁します。

## 7. ボランティア、実習の受け入れ

地域に開かれた中間施設として機能し、地域福祉の向上に貢献するべく、外部からのボランティアや関連機関からの現場実習依頼を積極的に受け入れます。その際、施設で活動頂く場合には個人情報保護等十分な教育を事前に行い、当該利用者・家族が不利益を被ることなく、安心して利用頂ける環境を整備すると共に当該利用者に対し活気ある日常生活を提供します。

## 8. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー整備、消火器、粉末消火設備、自動火災報知設備、防排煙設備、非常放送設備
- ・防災訓練 年2回以上

## 9. 当事業所が、利用者に対して賠償すべきことがおきた場合は、利用契約書第14条に基づき、金銭等により賠償を致します。

加入保険会社 : 株式会社全老健共済会

保険の内容: 介護老人保健施設が行うサービス提供の際におきた事故の賠償  
賠償の事項: 身体/財物/受託管理/経済的損失/人格権侵害/現金

## 10. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教活動、特定の政治活動」は禁止します。

## 利用時リスク説明書

当施設では利用者が快適なサービスを受けられるように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

《高齢者の特徴に関して》

(ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。)

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 老人保健施設は、リハビリ施設であること、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性ががあります。
- 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲あっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

このことは、ご自宅でも起こりうることでありますので、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、説明でわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

私は、上記項目について、介護老人保健施設ゆめさきの説明担当者より、利用者の貴施設利用時のリスクについて説明を受け、十分に理解しました。

## 緊急採血および感染症検査に関する事項

職員の血液曝露事故時のウイルス検査のお願い

医療、介護行為の途中で誤って利用者様血液が付着した針等で職員が傷を負った場合、又、血液が眼球結膜等へ飛散した場合などに、職員の感染予防処置が必要になります。そのため緊急に利用者様の採血によるウイルス検査を行わせていただくことがあります。ご理解ご協力をお願い致します。

なお、検査結果の取り扱いについては個人情報保護法を遵守します。検査費用は施設が負担致します。検査結果は後日報告させていただきます。

### 【検査項目】

- B型肝炎ウイルス検査 C型肝炎ウイルス検査  
後天性免疫不全症ウイルス(HIV)検査 梅毒

## ハラスメントに関する事項

1. 利用者、利用者家族、関係者からの性的な言動や行為  
(セクシュアルハラスメント)
  - ・性的な事実関係を尋ねること
  - ・性的な関係を強要すること
  - ・性的な冗談や会話をすること
  - ・必要なく身体に触れること など
2. 利用者、利用者家族、関係者からの精神的・身体的苦痛を与える行為  
(パワーハラスメント)
  - ・暴行・傷害(身体的な攻撃)
  - ・脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言(精神的な攻撃)
  - ・隔離・仲間外れ・無視(人間関係からの切り離し)
  - ・私的なことに過度に立ち入ること(個の侵害) など
3. 利用者、利用者家族の優位な立場からの迷惑行為や不当な要求を行う  
(カスタマーハラスメント)
  - ・暴言・大声で怒鳴る
  - ・何回も同じ内容を繰り返すクレーム
  - ・権威的(説教的)態度でのクレーム
  - ・威嚇、強迫
  - ・電話等での長時間拘束
  - ・合理的な理由のない金品の要求 など

上記の行為が行われていると事業所が判断した場合は、直ちにサービスの利用を中止する場合があります。

当事業所は、(施設入所・短期入所療養介護・通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護・介護予防通所リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)サービスの提供開始に当たり、利用者に対してサービス重要事項説明書に基づき、サービス内容及び重要事項を説明しました。

説明日 (西暦) 年 月 日

**【事業者】**

(事業所名) 社会医療法人松藤会  
介護老人保健施設ゆめさき  
(住 所) 兵庫県姫路市広畑区西夢前台6丁目56-1

私は、重要事項説明書に基づき事業所からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

**【利用者】**

(住 所)

(氏 名)

**【連帯保証人】**

(住 所)

(氏 名)